

(別紙)

○ 安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 安全管理施設整備計画の都道府県知事の承認等</p> <p>(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）<u>第13の1</u>の安全管理施設整備計画(以下「安全整備計画」という。)の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 要綱<u>第4の1</u>に規定する緊急整備補修（以下単に「緊急整備補修」という。）の基準は、安全管理施設整備対策事業にあつては、上記に加え、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 安全管理施設整備対策事業の対象工事等</p> <p>(1) 基準等</p> <p>① (略)</p> <p>② 安全管理施設整備対策事業については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）7の(2)は適用しない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 土地改良区等の拠出金</p> <p>安全管理施設整備対策事業についての要領<u>4のaの(1)</u>の算式の適用</p>	<p>1 安全管理施設整備計画の都道府県知事の承認等</p> <p>(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号構造改善局長通知。以下「要綱」という。）<u>第12の1</u>の安全管理施設整備計画(以下「安全整備計画」という。)の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 要綱<u>第3の1</u>に規定する緊急整備補修（以下単に「緊急整備補修」という。）の基準は、安全管理施設整備対策事業にあつては、上記に加え、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 安全管理施設整備対策事業の対象工事等</p> <p>(1) 基準等</p> <p>① (略)</p> <p>② 安全管理施設整備対策事業については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。）7の(2)は適用しない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 土地改良区等の拠出金</p> <p>安全管理施設整備対策事業についての要領<u>4の(1)</u>の算式の適用につ</p>

については、「n＝期間（原則として5年とする。））」とあるのは、「n＝期間（3年とする。））」とする。

4 適正化資金拠出約款の作成

安全管理施設整備対策事業を実施する場合には要綱第7の適正化資金拠出約款は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。

5 拠出金台帳の作成等

要綱第8の1で定める、要綱第2の1に規定する事業（以下「整備補修事業という。））に関する会計は、要綱第2の2に規定する事業と区分して経理するとともに安全管理施設整備対策事業と他の整備補修事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 （略）

別紙1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱という。）第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業という。）に必要資金（以下「適正化資金という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（適正化資金拠出申込適格）

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者

については、「n＝期間（原則として5年とする。））」とあるのは、「n＝期間（3年とする。））」とする。

4 資金拠出約款の作成

安全管理施設整備対策事業を実施する場合には要綱第6の資金拠出約款は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。

5 拠出金台帳の作成等

要綱第7で定める、要綱第1の土地改良施設維持管理適正化事業に関する会計は、安全管理施設整備対策事業と他の適正化事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 （略）

別紙1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業という。）に必要資金（以下「資金という。）の造成その他運営については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農村振興局長通知。以下「要領」という。）、及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農村振興局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（資金拠出申込適格）

第2条 資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者

とする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長）の認定を受けたもの

(抛出申込手続)

第3条 適正化資金の抛出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、抛出申込みを行うものとする。

(抛出金の納付)

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の抛出にあっては、適正化事業実施要領8の通知後速やかに）抛出金を納付しなければならない。

2 (略)

(抛出金の明細)

第5条 地方連合会が前条第1項の抛出金を抛出する場合には、地方連合会の会員等からの抛出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

(抛出金の使途)

第6条 抛出金は、整備補修事業に係る抛出金にあっては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る抛出金にあっては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(交付金)

第7条 (略)

(抛出金及び交付金の経理)

第8条 抛出金及び交付金は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業に区分し、抛出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る抛出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 (略)

る。

(1) (略)

(2) (1) 以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の認定を受けたもの

(抛出申込手続)

第3条 資金の抛出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、抛出申込みを行うものとする。

(抛出金の納付)

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の抛出にあっては、要領8の通知後速やかに）抛出金を納付しなければならない。

2 (略)

(抛出金の明細)

第5条 地方連合会が前条第1項の抛出金を抛出する場合には、地方連合会の会員等からの抛出金に相当する部分と、地方公共団体からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

(抛出金の使途)

第6条 抛出金は、適正化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(交付金)

第7条 (略)

(抛出金及び交付金の経理)

第8条 本連合会は、地方連合会ごとに抛出金及び交付金を経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 (略)

(利息等)

第10条 (略)

2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

3 拠出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入れに係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 (略)

(遵守義務)

第13条 (略)

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
(例)

(目的)

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。)第2の1に規定する整備補修事業(以下「整備補修事業」という。)及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業(以下「防災減災機能等強化事業」という。)に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。)及び安全管理施設整備対策事業実施要領(平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知)に定められるもののほか、この約款に定め

(利息)

第10条 (略)

2 資金の運用によって生ずる法定果実については、資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(新設)

(事務費)

第11条 本連合会は、資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、適正化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 (略)

(遵守義務)

第13条 (略)

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
(例)

(目的)

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業(以下「適正化事業」という。)に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。)、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。)及び安全管理施設整備対策事業実施要領(平成29年3月31日付け28農振第2155号農村振興局長通知)に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

るところによる。

(申込適格)

第2条 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

(1) 本連合会の会員 (整備補修事業のうち適正化事業実施要綱第13の1に規定する事業 (以下「安全管理施設整備対策事業」という。)) にあっては、適正化事業実施要綱第13の1の都道府県知事の承認を受けている会員)

(2) (略)

(拠出申込手続)

第3条 拠出金の拠出申込みをしようとする者(以下「適正化資金拠出者」という。)は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

(拠出金の納付等)

第4条 適正化資金拠出者は、原則として5ヶ年(安全管理施設整備対策事業にあっては、3ヶ年)以上継続して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、拠出申込後速やかに)、本連合会に拠出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業にあっては適正化事業実施要領4のaの(1)及び(3)により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあっては適正化事業実施要領4のbの(1)により算定して得た額とする。

3 (略)

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間(安全管理施設整備対策事業にあっては、3年間)は変更できないものとする。当該5年間(緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出した期間)を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

(拠出金の使途)

第5条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る適正化資金の造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

(申込適格)

第2条 適正化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

(1) 本連合会の会員(安全管理施設整備対策事業にあっては、要綱第12の1の都道府県知事の承認を受けている会員)

(2) (略)

(拠出申込手続)

第3条 資金の拠出申込みをしようとする者(以下「資金拠出者」という。)は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

(拠出金の納付等)

第4条 資金拠出者は、原則として5ヶ年以上(安全管理施設整備対策事業にあっては、3ヶ年)継続して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあっては、拠出申込後速やかに)、本連合会に拠出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、要領4の(1)及び(3)により算定して得た額とする。

3 (略)

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間(安全管理施設整備対策事業にあっては、3年間)は変更できないものとする。当該5年間(緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出した期間)を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

(拠出金の使途)

第5条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う適正化事業に係る資金造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。ただし、安全管理施設整備対策事業の対象となる施設については、(3)は適用しない。

- (1) 拠出金を一定期間毎年継続して拠出する適正化資金拠出者であって、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。
- (2) 拠出金について第9条に規定する欠損を生じている適正化資金拠出者でないこと。
- (3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。
- (4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の(1)の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、適正化事業実施要綱第6の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の必要性、緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の5の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は適正化事業実施要綱第5の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。ただし、安全管理施設整備対策事業の対象となる施設については、(3)は適用しない。

- (1) 拠出金を一定期間毎年継続して拠出する資金拠出者であって、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。
- (2) 拠出金について第9条に規定する欠損を生じている資金拠出者でないこと。
- (3) 適正化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。
- (4) 適正化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の(1)の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、要綱第5の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、要綱第5の5の規定に基づき資金拠出者ごとに、適正化事業の竣功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は要綱第4の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

第8条 適正化事業実施要領 9の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、抛出金に欠損(当該土地改良区等の抛出金の累計額から交付金のうち当該適正化資金抛出者が抛出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた適正化資金抛出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の抛出金のほか、当該抛出金に0.5を乗じて得た額を特別抛出金として抛出しなければならないものとする。

2 前項の特別抛出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 (略)

(事務費)

第11条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、適正化資金抛出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2・3 (略)

(抛出の継続義務)

第12条 適正化資金抛出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入適正化資金抛出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が適正化資金を抛出することとしていた最終年度までの期間)を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、適正化資金の抛出を継続しなければならないものとする。

2～3 (略)

(遵守義務)

第13条 適正化資金抛出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙様式 1

第8条 要領 9の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、抛出金に欠損(当該土地改良区等の抛出金の累計額から交付金のうち当該資金抛出者が抛出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた資金抛出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の抛出金のほか、当該抛出金に0.5を乗じて得た額を特別抛出金として抛出しなければならないものとする。

2 前項の特別抛出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、適正化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 (略)

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、資金抛出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2・3 (略)

(抛出の継続義務)

第12条 資金抛出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入資金抛出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が資金を抛出することとしていた最終年度までの期間)を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、資金の抛出を継続しなければならないものとする。

2～4 (略)

(遵守義務)

第13条 資金抛出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙様式 1

(略)		(略)	
安全管理施設整備計画記載要領		安全管理施設整備計画記載要領	
項目	記載要領	項目	記載要領
1 (略)	<p>(略)</p> <p>○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長(単位：km)）を記載するものとする。</p> <p>なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「<u>○年</u>に譲与される予定」等を記載するものとする。</p>	1 (略)	<p>(略)</p> <p>○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長(単位：km)）を記載するものとする。</p> <p>なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「<u>H○年</u>に譲与される予定」等を記載するものとする。</p>
2～6 (略)	(略)	2～6 (略)	(略)
別紙様式2 (略)		別紙様式2 (略)	

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。